

**市役所関連施設から排出される使用済みペットボトルに係る「ボトル to ボトル」
水平リサイクル事業に関する連携協定に係る提案書作成要領**

本事業における提案書作成要領は次のとおりです。

1 件名

市役所関連施設から排出される使用済みペットボトルに係る「ボトル to ボトル」水平リサイクル事業に関する連携協定

2 事業の内容

事業説明資料のとおり

3 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から連携協定先候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱（以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止等措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。
- (3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。
- (4) 本資料に記載された事項及び法令等に遵守し、本事業を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 令和 7 年度及び令和 8 年度において、飲料メーカーとしての事業実績を有していること。
- (6) 使用済みペットボトルの「ボトル to ボトル」水平リサイクル事業の実績を有していること。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者ではないこと。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと。
- (9) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条に違反した者でないこと。

4 参加に係る手続き

本要領等の内容を了承し、本プロポーザルに参加する場合は、参加意向申出書を提出してください。資格審査結果については、申出者に対して通知します。

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式 1）

イ 上記 3 (5) を満たしていることが確認できる書類（「事業内容が分かる会社案内」等）

ウ 上記 3 (6) を満たしていることが確認できる書類（過去のボトル to ボトル事業の記者発表資料等）

(2) 提出期限

令和 8 年 11 月 9 日（月）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出先

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課

担当：倉田、藤井 045（671）2514

電子メール：sj-route@city.yokohama.lg.jp

(4) 提出方法

- ・電子メールにて P D F データを御提出ください。
メール送信後、必ず電話により到達確認を行ってください。
- ・電子メールのタイトル（件名）は次のとおりとしてください。
【参加意向】使用済みペットボトルの「ボトル to ボトル」水平リサイクル事業（貴社の社名）
- ・電子メール本文には、貴社の社名、所在地、代表者職氏名、担当者名、電話番号、メールアドレスを明記してください。
- ・提出データ容量は概ね 5 MB までとしてください。
- ・上記 4 (2) の提出期限を過ぎた場合は受け付けません。

5 提案資格確認結果の通知の送付

(1) 参加意向申出書を提出した者について、提案者の資格を満たすものであるかを確認し、参加意向申出書を提出した全員に対して、**令和 8 年 11 月 13 日（金）までに**、「提案資格確認結果通知書」を電子メール（P D F 等のデータ）で交付します。また、提案資格を満たす応募者には、「プロポーザル関係書類提出要請書」を電子メール（P D F 等のデータ）で交付します。

(2) 提案資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面によりその理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

6 質問書の提出

提案資格が認められた者において、本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式 2）の提出をお願いします。質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和 8 年 11 月 18 日（水）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出先

上記 4 (3) と同じ

(3) 提出方法

上記 4 (4) と同じ

- ・電子メールのタイトル（件名）は次のとおりとしてください。

【質問書】使用済みペットボトルの「ボトル to ボトル」水平リサイクル事業（貴社の社名）

(4) 回答期限及び方法

令和 8 年 11 月 20 日（金）までに横浜市ホームページに掲載します。

7 提案書の作成

(1) 提案書の書式

ア 提案書は所定の様式 3 に基づき作成してください。

イ 様式は A 4 版縦、PDF ファイルとします。必要に応じ、記入枠の大きさは変えてください。

(2) 提案書の記載内容

ア 事業実施場所（リサイクル拠点、その他事業を行うために必要な拠点）

- ・地図等を用いて実施に係る主要施設（リサイクル拠点、その他事業を行うために必要な拠点）の場所を記載すること。

イ 事業スキーム図・処理方法

- ・図等を用いて本事業全体（ベール化から再製品化されるまで）のスキームを記載すること。
- ・想定している処理方法について記載すること。

ウ 事業実施に用いる設備仕様（処理能力等）

- ・ベール化以降の工程における主要施設について、設備概要、処理能力及び品質管理方法を記載すること。

エ 引き渡し場所への対応力

- ・「引き渡し場所が横浜市内どこであっても対応可能」、又は、「引き渡し場所が横浜市内の特定の場所でない」と実施できない。なお、それ以外の場所についても、一定の条件が整えば実施可能性を検討できる。」の場合については、具体的な実施方法又は一定の条件について詳細に記載すること。

オ トレーサビリティの確保方法

- ・各工程における数量管理、ロット管理、報告方法等について記載すること。

カ 想定リサイクル量及びリサイクルペットボトルの活用方法

- ・年間でリサイクルしてできるペットボトルの想定量とその活用方法（利用先など）について記載すること。

キ 付加的価値提案

- ・本事業に関する普及・啓発活動への協力又は資源循環・地域還元など、その他独自提案がある場合は記載すること。（啓発用ポスター・ポップの提供など）

ク 過去の実績

- ・過去に使用済みペットボトルのボトル to ボトル事業や実証実験を実施した実績がある場合は記載すること。

(3) 留意事項

ア 提案は、考え方等を文書や図表等を用いて簡潔に記述してください。

- イ 文字は注記等を除き、原則として 10.5 ポイント以上の大きさとしてください。
- ウ 各ページには、下部にページ番号を表示してください。
- エ 提案書には提案書表紙を除き、会社名の記載及び会社名が推定できる記載は一切行わないでください。

8 提案書の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 11 月 25 日（水）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出先

上記 4 (3) と同じ

(3) 提出方法

上記 4 (4) と同じ

- ・電子メールのタイトル（件名）は次のとおりとしてください。

【提案書】使用済みペットボトルの「ボトル to ボトル」水平リサイクル事業（貴社の社名）

- ・受信可能なファイル容量は、メール 1 通あたり概ね 5 MB です。提案書容量が 5 MB を超える場合は、メールを分割するか、提出の市役所閉庁日を除いた 3 日前までに提出先宛に連絡し、提出先から指定される URL にアップロードしてください。ファイルアップロードにより提出する場合も、提出期限中にアップロードを完了させてください。

(4) 提出の辞退

参加意向申出書を提出した者で、提案を辞退する場合は、上記 8 (1) の提出期限までに、辞退届（様式 4）を提出してください。

(5) その他

ア 上記 7 の記載事項に適合しない書類については受理しません。

イ 提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日（予定）

令和 8 年 12 月 9 日（水）（変更となる可能性があります。）

(2) 実施場所

本市の指定する場所（市役所本庁舎（横浜市中区本町 6-50-10）内を予定）

(3) 出席者

本事業を実施した場合に実際に担当する予定である担当者を含む 3 名以下としてください。

(4) 実施方法

ア 評価委員会から提案者について口頭で説明を求めます。

イ 説明時の資料は提案書を使用し、資料の変更・追加は認めません。

ウ 説明後、説明内容について、評価委員会委員よりヒアリングを行います。

エ 提案内容の説明にあたり、企業名がわからないようにしてください。

(5) その他

実施日時・場所等の詳細については、ヒアリング対象者宛に別途お知らせします。

10 審議及び評価

(1) 委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	資源循環局委託等業者第二選定委員会	『市役所関連施設から排出される使用済みペットボトルに係る「ボトル to ボトル」水平リサイクル事業』に関する連携協定に係るプロポーザル評価委員会
掌握事務	プロポーザルの実施、協定先候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価・特定に関すること
委員	総務部長 政策調整部長 家庭系廃棄物対策部長 事業系廃棄物対策部長 適正処理計画部長 総務課長 職員課長 業務課長 政策調整課長 資源循環推進課長 経理係長 財政局契約第二課委託契約係長	資源循環局 総務部長 資源循環局 事業系廃棄物対策部長 資源循環局 資源循環推進課長 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 脱炭素マネジメント課担当課長 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 循環型社会推進課担当係長

(2) 評価基準

評価委員会における提案書の評価は、「提案書評価基準」に基づき行います。

11 特定、非特定の通知

- (1) 提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

【通知日】

令和8年12月中旬

- (2) 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

12 提出された本提案に係る書類の取扱い

- (1) 提出された本提案に係る書類は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出された本提案に係る書類については、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された本提案に係る書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) 提案内容及び提案書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、協定先候補者の特定を目的に実施するものであり、協定締結後の事業においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定された提案書を提出した応募者とは、後日、本要領、事業説明資料及び特定された提案書等に基づき、連携協定を締結します。その際、事業条件・仕様等は、締結段階において若干の修正を行うことがあります。また、協議の結果、事業条件等について双方が合意に至らない場合は、提案者が協定を締結しないことができます。

14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の内容が記載されているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語
日本語
- (3) 協定書作成の要否
要します。